

日本医療研究開発機構の事業で研究開発を行う皆様へ ～公正かつ適正な研究実施のためのお願い～

研究活動は、先人達の研究業績等を踏まえ、研究者自身が観察・実験等によって知り得た事実やデータ等を基に省察や探究を重ね、新たな知見を創造し、知の体系を構築する行為といえます。

一方、研究不正は、研究活動の本質・趣旨を研究者自らがゆがめ、科学への信頼を揺るがす、絶対に許されない行為です。昨今、研究不正の問題が社会的に大きく取り上げられていることを踏まえ、学生や若手研究者を含めて広く研究活動に携わる者の倫理観を醸成し、公正な研究活動の実施を徹底するため、研究不正の防止に向けた取組を強化し、科学に対する社会の信頼確保に努めていくことが重要です。
(「平成26年度科学技術白書」より。一部改。)

1. 最近の事例

- (平成24年度) ・ノバルティスファーマ株式会社の降圧剤バルサルタンに関する研究論文について、
血圧値等に係る疑義が指摘され、学会誌等が相次ぎ関係論文を撤回
・東京大学分子細胞生物学研究所の元教授らに関わった論文に疑義が指摘され、
東京大学の調査により、これまで計51論文に科学的な適切性を欠いた画像が掲載
されていることを確認
- (平成25年度) ・刺激惹起(じゃっき)性多能性獲得細胞(STAP細胞)に関する論文に疑義が指摘され、
理化学研究所の調査委員会が、論文の一部に改ざん、捏造(ねつぞう)があった
ことを認定
(「平成26年度科学技術白書」より)

2. 研究者・研究機関に求められていること

研究不正の問題は、一義的には研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべき問題です。

(1) 研究者に求められていること(例)

科学の自由と研究者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的に機能しえます。…研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければなりません。

《参考》日本学術会議「声明 科学者の行動規範について」(平成18年、改正平成25年)

「提言 研究活動における不正の防止策と事後措置ー科学の健全性向上のためにー」(平成25年12月)

(2) 研究機関等に求められていること(例)

・疑惑が生じた場合には、第三者の協力を得つつ、組織の責任として、適切な方法で迅速・的確に対処する。

・適切な学習プログラムの履修を義務付けるとともに、これらが実効性あるよう、継続的に評価・審議していく。

・学習プログラムの開発と普及に向けて相互に協力し、我が国の科学研究に対する国内外の信頼を高めるために全力で取り組む。

《参考》日本学術会議等「科学研究の健全性向上のための共同声明」(平成26年12月)

3. 国による取り組み

これまで研究不正への対応は個々の研究者の自己責任のみに委ねられている面が強かったことから、今後は国による支援等も行い、各研究機関が責任を持って対応し、不正を事前に防止する取組を推進しています。例えば、文部科学省は、下記のガイドラインを策定しています。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

(平成19年2月15日・文部科学大臣決定、改正平成26年2月18日)

(「平成26年度科学技術白書」より)

4. 研究活動における不正行為とは

研究活動における不正行為とは、研究活動及びそれによって得られた成果を発表する際に行われる不正行為を言います。特に、次に掲げる3類型は、国のガイドラインで「特定不正行為」とされています。

- ① 捏造(Fabrication) : 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② 改ざん(Falsification) : 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ 盗用(Plagiarism) : 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

その他、二重投稿、不適切なオーサーシップなども不正行為となることがあります。

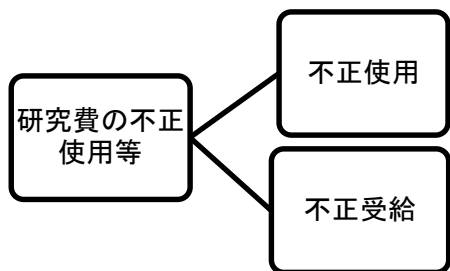
《参考》「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
(平成26年8月26日文部科学大臣決定)

5. 研究費の不正使用等とは

研究費の不正使用等には、研究費を不正な方法で獲得する不正受給や、獲得時には適正であってもその後不正に使用する不正使用の類型があります。

国のガイドラインでは、「不正」とは、「故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用」としています。

《参考》「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日・文部科学大臣決定、改正平成26年2月18日)



研究費は研究目的に従いルールに従って使用しなければなりません。目的外使用のための不正な手口(例: 架空請求や水増し請求等による預け金、プール金等)を行っては絶対にいけません。

他人になりすまして研究費を獲得したり、研究提案書に不実記載を行ってははいけません。



国立研究開発法人日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

研究公正に関するお問い合わせ先
研究公正・法務部
TEL 03-6870-2211
E-mail kenkyuukousei@amed.go.jp